

大川広域行政組合消防車両管理規程

〔平成16年 3月29日〕
訓令第10号

改正 平成19年 8月22日訓令第13号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 車両の管理（第3条－第7条）
- 第3章 車両の運転（第8条－第12条）
- 第4章 車両の点検（第13条－第16条）
- 第5章 研修訓練（第17条）
- 第6章 燃料等の補給（第18条）
- 第7章 車両の整備（第19条－第23条）
- 第8章 事故等の報告（第24条・第25条）
- 第9章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、消防本部（以下「本部」という。）及び消防署（以下「署」という。）の車両の効率的使用と適正な管理により、交通事故等の発生防止を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項の自動車をいう。
- (2) 機関員 車両の運転及び積載機材等の操作等を行う職員をいう。

第2章 車両の管理

（総括車両管理者）

第3条 車両の整備管理及び安全運転管理の総括のため、総括車両管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、消防本部次長をもって充てる。

（車両管理責任者）

第4条 本部及び署に車両管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、本部にあっては総務課長、署にあっては副署長にあるものをもって充てる。

（管理責任者の責務）

第5条 管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 車両の適正な維持管理に関すること。
- (2) 車両の整備管理に関すること。

- (3) 車両の効率的運行に関すること。
- (4) 車庫内の整頓及び清掃に関すること。
- (5) 車庫内外の火災及び盗難予防の措置に関すること。
- (6) 車庫備付工具の整備及び保管に関すること。
- (7) その他車両及び車庫の管理に関すること。

(安全運転管理者)

第6条 車両の安全運転に必要な業務を処理するため、本部及び署に道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に定める安全運転管理者を置く。

2 安全運転管理者は、法令に定める資格要件を備えた者とし、本部にあつては総務課長、署にあつては副署長をもって充てる。

(安全運転管理者の職務)

第7条 安全運転管理者は、管理責任者と協力し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 機関員の過労運転の防止その他安全な運転の確保に留意して、車両の運行計画を作成すること。
- (2) 機関員が長時間の運転又は夜間の運転等に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転ができないおそれがあるときは、交替するための機関員を配置する等の措置を講ずること。
- (3) 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障を来すおそれがあるときは、機関員に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。
- (4) 機関員に対し、車両点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- (5) 車両の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、機関員に記録させること。
- (6) 機関員に対し、車両の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと。

第3章 車両の運転

(機関員の指名)

第8条 署長は、署及び分署の各係で管理する消防車両ごとに機関員を指名しなければならない。

(機関員の心得)

第9条 機関員は、法令を遵守し、常に車両の整備保全と運転及び各種操作技術の向上に努め、事故防止等安全運転に万全を期するとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 毎朝担当車両の日常点検を行い、その結果及び故障の有無を整備管理者に報告すること。
- (2) 担当車両の点検整備に留意し、緊急出動に即応できる態勢を整えておくこと。

(補助機関員)

第10条 署及び分署の各係に補助機関員を置く。

2 補助機関員は、資格を有する者のうちから管理責任者が指名する。

3 補助機関員は、機関員を補佐し、機関員に事故があるときは、その職務を代行する。

(機関日誌)

第11条 機関員は、車両の運行内容、点検の実施結果その他必要な事項を機関日誌に記載し、整備管理者に提出しなければならない。

(車両の運行)

第12条 訓練、査察等における車両の運行に当たっては、所在を明らかにし、常に緊急出動に備えた態勢を整えておかななければならない。

第4章 車両の点検

(日常点検)

第13条 機関員は、車両については車両法第47条の2の規定による日常点検を、ポンプ等の積載機材等については車両の運行開始前の点検を実施しなければならない。

(定時点検)

第14条 機関員は、毎日午前9時に車両及び積載機材等の保守点検を実施しなければならない。

(毎月点検)

第15条 整備管理者は、前条の点検を確認するほか、毎月1回車両全般の保守点検を実施しなければならない。

(定期点検)

第16条 総務課長は、署及び分署に配備されている車両について、車両法第48条に定める定期点検の計画を定め、点検を実施させなければならない。

- 2 前項の定期点検のうち3箇月、6箇月及び12箇月点検については、指定整備工場（以下「整備工場」という。）において実施するものとする。
- 3 整備管理者は、点検の結果について定期点検記録簿に記録し、かつ、これを各車両に積載し、汚損紛失に留意し、2年間保存するものとする。

第5章 研修訓練

(研修訓練)

第17条 総括管理者は、車両の管理及び取扱いの適正と円滑を図るため、毎年1回以上研修訓練を実施しなければならない。

第6章 燃料等の補給

(燃料等の補給)

第18条 車両の燃料の補給は、大川広域行政組合が指定する給油所で行うものとし、管理責任者は、燃料の節約に留意し、その使用状況を監督するものとする。

- 2 管理責任者は、燃料の使用状況を翌月の5日までに総務課長へ報告しなければならない。
- 3 オイル、グリス等は、署において保管し、当該署及び分署に所属する車両に補給するものとする。

第7章 車両の整備

(整備)

第19条 車両の整備は、小整備を除き署及び分署内で行うものとする。ただし、事故車両及び特殊車両等で外注することが適当と認められるものは、この限りでない。

(整備の手続等)

第20条 車両を整備しようとするときは、当該車両の管理責任者は、整備管理者と協議のうえ車両整備依頼書を総務課長に提出し、承認を受けなければならない。

(修理等)

第21条 総務課長は、車両整備を承認したときは、直ちに整備工場等と協議し、整備の請求を行

うものとする。

- 2 総務課長は、車両の修理等に当たっては、当該車両の管理責任者に対し、必要な協力を求めることができる。

(完了通知)

- 第22条 総務課長は、車両の修理等が完了したときは、当該車両の管理責任者に通知するものとする。

(車検整備)

- 第23条 総務課長は、年度当初に車両法第62条に規定する継続検査の年間計画を作成し、整備管理者及び管理責任者に通知するものとする。

第8章 事故等の報告

(事故報告)

- 第24条 機関員及び補助機関員（以下「機関員等」という。）は、車両使用中に事故（違反を含む。）を起こしたときは、法令で定められた措置を講ずるとともに、管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 管理責任者は、事故の報告を受けたときは、事故の概要について消防長を通じて組合管理者に報告するとともに、総括管理者と協議し、事故の処理に当たらなければならない。

- 3 管理責任者は、所要の措置を講じた後、速やかに車両事故報告書により消防長及び総括管理者に報告しなければならない。

(事故処理)

- 第25条 事故処理に係る事務は、おおむね次の各号の区分に従い、当該各号に定める者が行うものとし、当該事務の調整は、総務課長が行う。

- (1) 事故が発生した当初における涉外並びに次号及び第3号に係る部分以外の涉外 当該機関員等が所属する安全運転管理者及び管理責任者

- (2) 人身事故に係る部分の涉外 総務課長

- (3) 車両事故に係る部分の涉外 総務課長

第9章 雑則

(委任)

- 第26条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(大川広域消防本部・消防署公用車管理規程の廃止)

- 2 大川広域消防本部・消防署公用車管理規程（昭和49年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第1号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の日の前日までに、大川広域消防本部・消防署公用車管理規程の相当規定によりされた公用車の管理、措置その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年8月22日訓令第13号）

この規程は、決裁の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第3条中「第74条の2」を「74条の3」とする改正規定は、平成18年6月1日から適用する。